

陳 情 第 3 号	平成23年2月23日受理
付 託 委 員 会	議会運営委員会
件 名	市議会において議会基本条例を制定することを求める件
陳 情 要 旨	
<p>今、議会や議員のあり方が問われています。「行政を監視する機能を十分に果たしていない」「議員の仕事ぶりが見えにくい」「市民の声をまとめ、条例として行政に実行させるべきではないのか」等が指摘されています。市民の立場に立ち、「市民自治」を強化する視点で議会改革と活性化を実現してほしいと思います。</p> <p>八千代市政は、八千代市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利の源は市民にあります。その権能は、二元代表制により選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と、選挙によって選ばれた議員によって構成される八千代市議会（以下「議会」という。）が、市民福祉の向上のため、市民の要望を把握してその権限を行使することです。</p> <p>市政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制のもとで、市長と議会は市民の負託をさらに重く受けとめて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議事機関として、それぞれの異なる特性を生かしながら、競い合い、協力し合わなければなりません。そして市長と議会には、緊張関係のもとで、論点及び争点を明確にし、八千代市にとって最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられています。</p> <p>新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充し、生活者市民の視点に立った「地方政府」の実現に近づけていくことが求められます。</p> <p>よって、議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められます。</p> <p>さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければなりません。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を酌み取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければなりません。</p>	

記

1. 市議会が、この理念と目的を達成することを追求し、「八千代市議会基本条例」を制定することを求めます。